

香取広域市町村圏事務組合消防職員き章はい用規程

平成18年 3 月27日

訓令第20号

改正 令和 4 年 3 月30日訓令第 6 号

令和 8 年 8 月14日訓令第 5 号

(趣旨)

第1条 香取広域市町村圏事務組合消防職員は、この訓令に定めるき章をはい用するものとする。

(制式)

第2条 き章の制式は、別記のとおりとする。

(譲渡等の禁止)

第3条 き章は、本人に限りこれをはい用し、何人にも貸与してはならない。

(取扱い)

第4条 き章は、職務中は必ずはい用すること。ただし、活動服等の場合は、この限りでない。

2 き章のはい用個所は、次のとおりとする。

(1) 制服上衣左折襟

(2) その他の服装にあつては、前号に準じ適当な個所

(紛失等の届出)

第5条 き章を亡失し、又は毀損等により使用に耐えなくなったときは、消防本部にあつては各課長、消防署、分署、分遣所又は出張所の各所属長を経て、き章亡失（毀損）届（別記第1号様式）及び再貸与願（別記第2号様式）を任命権者に提出しなければならない。

2 き章を亡失し、又は毀損したときは、その実費を弁償しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸与台帳)

第6条 任命権者は、き章の貸与又は返納があつた場合は、き章貸与台帳（別記第3号様式）によりこれを整理しなければならない。

(返納)

第7条 き章は、はい用者が死亡し、又はその職を退いたときは、7日以内に返納

しなければならない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

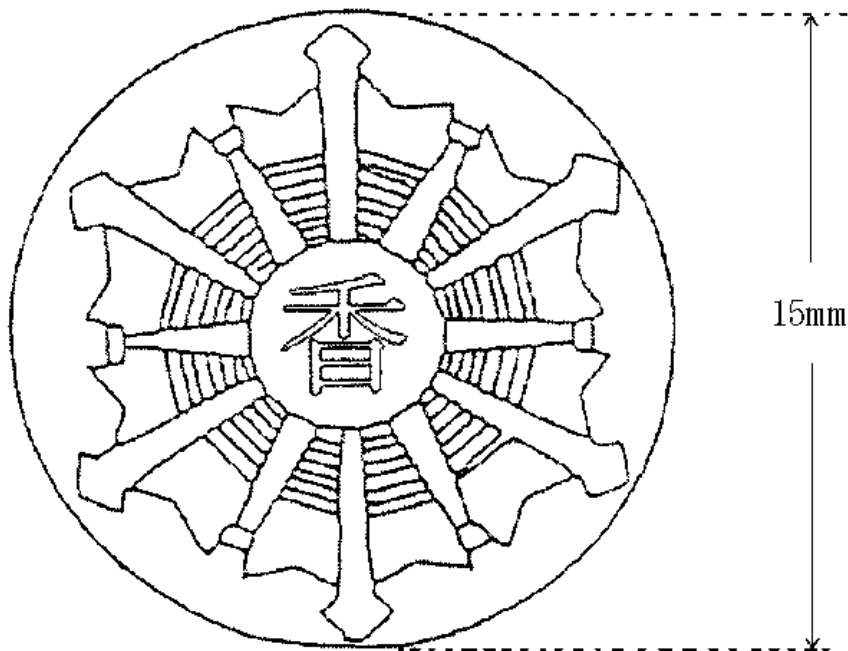
附 則（令和4年3月30日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年8月14日訓令第5号）

この訓令は、公示の日から施行する。

別記（第2条）



直径	ミリメートル
地	黒色（いぶし）
突出部分	金箔

別記

第1号様式（第5条第1項）

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
任命権者 様

所 属
職・氏名

き 章 亡 失（毀 損）届

次の理由により香取広域市町村圏事務組合消防職員き章を亡失（毀損）いたしましたので、香取広域市町村圏事務組合消防職員き章はい用規程第5条の規定により届出いたします。

亡失（毀損）理由

第2号様式（第5条第1項）

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
任命権者 様

申請者
所 属
職・氏名

き 章 再 貸 与 願

香取広域市町村圏事務組合消防職員き章はい用規程第5条の規定によりき章の再貸与を願います。

再貸与を受ける理由

